

長期収載品の選定療養のご案内

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性があると認められない場合に患者様のご希望を踏まえ先発医薬品を処方した場合には、新たな患者負担（選定療養：長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差の1/4の価格であり10%の消費税が加算）が発生します。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。

ご不明な点などがございましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。そうすることで供給不足のお薬があっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年6月1日

あたご整形外科